

## 平成18年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年2月27日（火）  
開会 午前10時00分 閉会 午前11時35分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格  
委員長職務代理者 大後 みき子  
委 員 角田 富美子  
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男  
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫  
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明  
指 導 課 長 大町 洋  
統 括 指 導 主 事 中村 豊  
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子  
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男  
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美  
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之  
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男  
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美  
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
- 7 傍聴人 0人

平成18年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成18年2月27日（月） 午前10時から

場 所 西東京市防災センター6階講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第5号 平成17年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 3 議案第6号 平成18年度教育関係予算について（申出）の専決処分について
- 第 4 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 第 5 議案第8号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 6 議案第9号 平成18年度西東京市教育委員会の教育目標について
- 第 7 議案第10号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）
- 第 8 議案第11号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 9 議案第12号 平成17年度西東京市教育委員会表彰（追加）についての専決処分について
- 第10 報告事項 （1）学校医の解嘱及び委嘱について 〔学務課長〕  
（2）学校訪問監査の実施について 〔指導課長〕
- 第11 その他

西東京市教育委員会会議録

平成18年第2回定例会  
(2月27日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成18年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員をお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第5号 平成17年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第5号 平成17年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成17年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして補正予算を行う必要がございまして、平成18年3月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する暇がないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により専決処分をいたしましたので報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。私の方からは以上でございます。

村野学校教育部長 それでは、議案第5号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。今回の3月補正でございますが、第3号の補正ということございまして、歳入歳出につきまして、それぞれ重立ったものについて御説明を申し上げます。

まず歳入の14款の国庫支出金、これは教育費国庫補助金であります。補正額につきましては、記載のとおり9,438万2,000円ということになります。

上段の2行、四中の耐震補強工事と青嵐中学校の建替事業費でございますが、事業進捗に伴います事業の実績に伴う精算ということと、事業費が契約差金等で縮小されたことに伴う減額ということで、両方合わせまして、約1,860万円程度の減額補正になります。

そして、その次の2行でございますが、小学校の耐震補強及び小学校及び中学校の大規模改造事業につきましては、これは両事業とも平成14年に実施した事業でございます。国庫補助額に相当する額を当初、無利子のN T T債により財源措置したところでございますが、今年度から償還が始まるということでございましたが、実はN T T債の繰り上げ償還につきまして、国庫補助で補てんをするということになりましたので、今回改めて約1億900万円を国庫補助金で補正をしたということでございます。

最後の東伏見小学校のアスベスト撤去工事でございますが、社会問題化されていますアスベストの撤去につきまして、西東京市では5校、吹付アスベストが発見されたということで東伏見小学校につきましては今年度、17年度に先行して実施をしたところでございまして、この工事に対する国庫補助金、追加の補助がございました。約3,320万円程度でございます。歳入につきましては、以上の4件の国庫補助の増額補正ということになります。

次に歳出でございますが、教育費全体では4億3,816万1,000円ということですが、基本的にはすべてが事業実績による減ということになります。当初、4月暫定予算でスタートしましたが、その後、予定どおりの事業実施をした結果、入札差金、あるいは不用額等が生じる

見込みになったということで、今回補正をするものでございます。

教育総務費については主に事務費ということでございますが、情報教育推進事業、これは教育のIT事業でございますが、これにつきましてはハード事業に係る契約差金が生じたということになります。

次に、2項の小学校費でございますが、これらにつきましても事業実績による残額を補正で減額するというものです。

同じく3項の中学校費でございますが、3億6,546万2,000円ということで、非常に大規模な減額補正でございますが、御承知のとおり青嵐中学校がございまして、青嵐中学校の契約差金、全体でいきますと当初41億円程度を見込んでございますが、契約によりまして、約3億円程度の減額になったということで、事業費全体としては現在38億6,000万円程度を見込んでおるところでございます。この金額が大きいために教育費全体として4億円強の減額補正になったということです。

次ページをお願いいたします。5項、6項の社会教育費及び保健体育費につきましても、先ほど同様、実績による減ということになります。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第5号 平成17年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第6号 平成18年度教育関係予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第6号 平成18年度教育関係予算について(申出)の専決処分についての提案理由を御説明申し上げます。

平成18年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成18年3月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する暇がないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により専決処分をいたしましたので報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。私の方からは以上でございます。

村野学校教育部長 それでは、議案第6号、18年度の当初予算のうち、教育予算についての専決理由の内容詳細について御説明を申し上げます。

私の方から学校教育関係について御説明申し上げます。

まず18年度の予算でございますが、一般会計全体では、前年度比29億8,000万円余5.4%の増となっております。一般会計総額では578億2,000万円余となっております。

歳入についてでございますが、13款の使用料及び手数料につきましては、体育館の使用料、これは新体育館も入ります。そして、菅平少年自然の家、これらの使用料手数料が入っております。次に、14款の国庫支出金でございますが、これは3億3,000万円余でござい

ますが、主なものとしたしましては、やはり青嵐中学校校舎建替事業費が主なものとなっております。その他、ハード事業が主たるものとなっております。

最後の行でございますが、地域教育協力者活用事業でございますが、これは各小中学校における外部講師の活用費でございますが、この補助金につきましては、スポーツエキスパート、部活の外部講師、これらに対する国庫補助ということになっております。

次に、20款の諸収入でございますが、3億3,200万円ということで、これは例年のない予算を計上しておりますが、右側の主な内容のところに記載されております都市計画道路3・2・6号線に伴う都の補償金ということで、これは保谷中学校の体育館、プール建て替えに伴う補償額ということになります。これはあくまでも18年度は建物の補償補てんということで、土地の売却費は入っておりません。

次に、21款の市債でございますが、23億1,790万円ということで、それぞれのハード事業に対する起債ということで計上しております。そのうち最下段の青嵐中学校校舎建替事業につきましては、合併特例債を活用するものでございます。教育費の歳入につきましては、30億5,906万6,000円ということになります。

次に、歳出でございますが、1項から次のページの3項の中学校費でございますが、右側に主な内容ということになっておりますが、今年度の特徴的なものを前後不順になるかもしれないけれども、何点か御説明申し上げます。

まず2項、3項の小中学校費でございますが、昨年来、子どもたちの悲惨な事件が相次いでおるわけでございますが、児童の安全対策として、学校の監視カメラを設置する予定でございます。その経費を計上いたしております。校門等に設置しまして、外部からの不審者侵入の防止、これを強化するというので、来年度1年で小中学校全校に設置する予定でございます。小学校で約3,000万円、中学校で約1,400万円で、これにつきましては東京都の2分の1補助を活用しながら進めていきたいと考えております。

次に、巡回警備の委託費でございますが、これは平成13年の9月から既に実施しております。28校を4人の警備員で巡回してスタートした事業でございますが、先ほど申し上げましたように児童の安全が問題となっている昨今、この事業を強化するというので、先ほど4人というお話をしましたが、来年度から7人で28校を回るということで事業を強化したということになります。

次に、ハード事業でございますが、アスベスト対策を計上しております。今年度、東伏見小学校1校で撤去工事を行いました。残りの4校につきましては、3カ年計画で除去工事を行う予定でした。今日的な状況から急遽前倒しをしまして、柳沢小学校、保谷中学校、三中、四中この4校につきましては除去工事を行うことを予定しております。

次に、青嵐中学校でございますが、先ほど補正予算で申し述べましたように、総工費につきましては38億6,000万円程度ということで、18年度は第2年次に当たります。年度末に当たります19年の2月に校舎、体育館ともに完成予定ということで、新校舎、体育館を使っただけの授業は19年度からということになります。さらに、残された一部の校舎の除去工事、あるいはグラウンド整備等で、19年度につきましても事業費を計上する予定となっております。

次に、保谷中学校の体育館、プールの建て替えでございますが、先ほど御説明申し上げま

したように、都市計画道路事業の進捗に伴いまして、用地売却及び現在の体育館等の除去工事が行われるということで、これも2カ年の事業でございます、総工費は約10億6,000万円程度を計上する予定でございます。財源は先ほど申し上げましたように、すべて東京都の用地費及び物件補償費をもって財源補てんをするということで、体育館の建替工事に伴いまして、普通教室で授業中の騒音が懸念されるわけでございますので、一部騒音の直接的に影響の出る普通教室につきましても、空調設備を設置していく予定となっております。

次に、ソフト事業でございますが、情報教育推進事業として、今年度約3億8,000万円程を計上しております。これは平成13年度から各校のIT化ということで実施してきたわけでございますが、19年度をもって全校配備となります。18年度は残りの数校をパソコン教室の一人1台体制及び普通教室への校内LANの工事ということで、残り2年で西東京市の小中学校についてはすべて一人1台体制が整うということになります。

そして、ソフト事業の2点目でございますが、マニフェストに掲げられました通常学級に在籍する障害児の介助員の設置、これにつきましては1,268万円程度を予算計上したところでございます。

そして、最後になりますが、小中学校の研修奨励費の充実ということで、教育プラン21にさまざまな課題が計画されております。これらにつきまして研究奨励校を指定し、まず学校で研究していただくということで、来年度につきましては、四つか五つ程度の研究奨励校を指定していきたいということを予定しているところでございます。学校教育関係につきましては以上でございます。

名古屋生涯学習部長 それでは、引き続きまして、私の方より社会教育費及び保健体育費につきまして御説明申し上げます。

まず社会教育費でございますけれども、予算額10億7,760万円で、前年度比0.9%の減となっております。また、保健体育費でございますけれども、予算額5億7,569万5,000円で、前年度比55.5%の減ということでございますけれども、この内容につきましては、南町スポーツ・文化交流センター建設工事の完了によるものでございます。また、18年度の予算の編成に当たりましては、全庁的な事務事業の総点検に伴いまして総体的に経費の削減を図っている内容となっております。

それでは、主な予算計上の内容につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず社会教育関係でございますけれども、17年度に実施いたしました下野谷遺跡の発掘調査に伴います報告書の作成委託料、それから新規事業といたしまして、市指定文化財でございます下田役宅の保存経費の補助金200万円を計上しております。また、本年度は学校施設開放運営協議会、これが増設いたしますので、それに伴う所要の経費を計上いたしているところでございます。

続きまして、公民館関係でございますけれども、住吉公民館の移転ということで、保谷駅公民館ということで予定されているわけでございますけれども、その建設に伴う実施設計の委託料を計上いたしております。それから、本年度、職員の1名削減ということでございますので、それに伴いまして、専門嘱託員を配置するというところで、その配置経費を計上いたしているところでございます。

図書館関係でございますけれども、これも保谷駅へ移転ということで、本年度、図書館の実施設計委託料を計上しております。本年度さらにレベルアップ事業といたしまして、中央図書館でございますけれども、祝日の開館日の変更ですね。それから、開館時間の拡大ということで所要の経費を計上いたしているところでございます。

それから、スポーツ振興の関係でございますけれども、レベルアップ事業といたしまして総合体育館、これは区分変更しているわけでございますけれども、この辺の利用時間の拡大に伴う経費の計上、それから南町スポーツ・文化交流センター、これに伴います管理経費が新規に増額となっております。それから、地域総合型スポーツクラブの活動に対する支援補助金、この辺につきましても約540万円程度を計上いたしているところでございます。工事関係でございますけれども、スポーツセンターの監視カメラを交換するというところで予定しているところでございます。

それから、姉妹都市交流事業についてでございますけれども、この間実施してきたわけですが、全庁的に今後の交流事業のあり方ということで検討することになりましたので、本年度は未計上となっているところでございます。

それから、平成18年4月より指定管理者制度を導入するということになっておりますが、指定管理者への経費を指定管理料として計上することに伴いまして、各種大会事業の経費等につきまして整理して、組みかえをしているところでございます。しかしながら施設管理、また振興事業の内容等については変更はないものでございます。主なものでございますけれども、以上でございます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 ちょっと伺いそびれたのかもしれないんですけども、巡回事業費というのはどこの項目に入るのでしょうか。

二谷教育庶務課長 特段ここには入っておりませんが、市内の全校を警備しておりますので教育費の中の小学校費と中学校費の中にそれぞれ入ってございます。項目としては、主な内容という中には入ってございません。以上でございます。

大後委員 それと、今年度から新しく加わった障害児童等介助事業費、これは小学校の中だけ。中学校の方ではまだ考えられていないのでしょうか。

富田学務課長 小学校のみでございます。

村野学校教育部長 補足なんですけど、御承知のように障害児の介助員の設置につきましてはマニフェストでは小学校の児童に設置するというところでございますので、今回は取り組みとしては小学校だけということですよ。

角田委員 今の件なんですけれども、東京都の重点事業の中にも、中学校への先ほど質問のあった障害のある子どもへの事業に対する重点事業として出ていたと思いますけれども、市としてはマニフェストにないから、予算としてはとらないということですか。

村野学校教育部長 お尋ねの件は多分、特別支援教育にかかわる部分が出てくると思います。特別支援教育の中には今のところ、障害児に対する介助員の設置というところはございませんので、あくまでもノーマライゼーションに対応するために各学校で障害をお持ちの児童、LD、ADHD等に対する特別の障害教室を設置するという方向でありますので、今回の介



助員の設置につきましては、特別支援教育とは切り離れた形での対応ということになります。  
角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第6号 平成18年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、と日程第8 議案第11号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、は関連性が深いために一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、及び議案第11号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について関連性が深いため、あわせて提案理由を御説明申し上げます。

図書館の開館日、開館時間について、多くの市民から時間延長を求める要望がございました。教育委員会といたしましては、少しでも市民のニーズにこたえていきたいことから、本議案を本定例会に提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

小池中央図書館長 議案第7号と議案第11号の二つの議案を一括して御説明申し上げます。

図書館では、4月1日よりサービスの充実を目指して二つの業務改善を実施したいと考えています。一つは、図書館の開館日と開館時間の拡大であります。もう一つは、図書館が提供するサービスを拡大するという観点から、1 貸出し冊数の拡大、2 予約冊数の拡大、3 インターネットによる未所蔵資料の予約、4 延滞資料保持者への貸出し及び新規予約受け付け中止といった4点のサービス改善を行います。

4月1日の実施に先立って、およそ半年間の試行と利用者アンケートによる意向調査を行い、利用される市民の皆様の御意見と御要望に基づいたサービス改善を図りたいと考えています。今回の規程及び規則の一部改正は、これらの業務改善を実施するために現行の規程を見直し、必要な条件整備を行うものであります。

まず、議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、ですが、この改正は、図書館職員の勤務時間を変更するものであります。

恐れ入りますが、2枚目の資料、新旧対照表を御覧ください。現在、中央図書館職員の勤務時間は、9時半出勤の通常勤務、10時半出勤の中出勤、11時半出勤の遅出勤務という三つのパターンがあります。4月1日から始める夜間開館時間の拡大に伴って、火曜日から金曜日までの4日間をすべて午後8時までの開館といたします。したがって、火曜日と木曜日に行っていた中出勤がなくなりますので、このような改正をするものであります。

次に、議案第11号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について

御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。改正の主なものは、開館時間、休館日、貸出し冊数に関する3項目でございます。まず第3条ですが、中央図書館の開館時間を火曜日から金曜日までの平日4日間については、午前10時から午後8時までという規定に変更いたします。次に第4条ですが、中央図書館の休館日については、日曜日及び月曜日が休日に当たるときは、当該日曜日及び月曜日は開館し、火曜日を休館とすると改正することによって、中央図書館において開館日の拡大と休館日の縮小を実施いたします。次に第7条は、貸出しの数量及び期間に関する規定でございますが、図書館資料の貸出し数を現行の10冊から30冊に拡大いたします。ただいま御説明しました3点が改正の主なものでありますが、そのほかに第7条から第24条にわたって文言と表現の整理をさせていただきました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上でございます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 先ほどの資料の後ろの方の議案第11号の3ページ目なんですけれども、ここに中央図書館が火、木曜日と水、金曜日と時間が違いますね。午後7時と8時と。なぜ火、木であり、水、金なのか。この時間が違うのはなぜなのか。利用者は混乱しないでしょうか。ちょっと教えてください。

小池中央図書館長 今、御指摘ありましたように、中央図書館におきましては7時までの開館と8時までの開館がございまして、これについてさまざまな御意見いただきましたので、今回の改正で火曜から金曜にわたりまして、平日4日間は8時までと改正いたします。

角田委員 失礼しました。勘違いしました。そうでした。

大後委員 ちょっと違うかもしれないんですけども、閉館時間が延びたのはとてもうれしいんですけども、開館時間はこれよりは早くならないんですね。あと、返すために朝あいているといいなと思うんですけども、よく駅などで返却ポストが設置されていますね。あれと多分関連するのかなと思うんですけども。

小池中央図書館長 西東京市の図書館の開館時間に関しては、さまざまな御意見をいただいておりますが、圧倒的に夜間開館の時間についての御要望が多うございます。現在10時から開館しておりますけれども、これにつきましてはさほど御要望を受けておりませんので、午前中の開館の時間につきましては、今回の改正では見ておりません。

それから、今、御指摘がありました返却の部分ですが、図書館が閉まっている時間は、どの図書館にも返却ポストが用意してございまして、実際には24時間返却できるような体制をどこでもとっておりますので、御理解をください。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第 11 号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第 5 議案第 8 号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 8 号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市立学校給食運営審議会委員のうち、校長及び副校長の代表委員より辞任届が提出されたことに伴い、委員の解任及び任命について緊急を要し、教育委員会を招集する暇がないため、教育委員会事務委任規則第 6 条の規定により専決処分をいたしましたので報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。私の方から以上でございます。

富田学務課長 御説明申し上げます。

校長の代表、それから教頭の代表につきましては、それぞれ各校長会、それから教頭会の方から推薦いただいて、教育委員会が任命しているわけでございますが、このたび 2 月 8 日付でそれぞれの代表の会から辞任届が出されました。そして、さらに翌日、2 月 9 日付でそれぞれの会から推薦が来まして、変更を申し上げます。前回につきましては、小学校のそれぞれ校長、それから副校長でございましたが、今回は中学校の校長、副校長でございます。それぞれ会の自主的な担当人事の御判断でございますが、一つ類推するに、今回の担当人事の変更につきましては、学校給食運営審議会においては 2 月 17 日付で西東京市立中学校における学校給食についての諮問を出します。それに伴って、自主的に御判断されたものと類推してございます。以上です。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第 8 号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第 6 議案第 9 号 平成 18 年度西東京市教育委員会の教育目標について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 9 号 平成 18 年度西東京市教育委員会の教育目標について、提案理由を申し上げます。

教育目標、教育方針につきましては、毎年度改定しているところでございます。18 年度の教育目標などについて御決定いただきたいと存じます。

まず改正の趣旨でございますが、昨年度において教育目標を御検討いただく際に、西東京市教育計画（教育プラン21）の位置づけを教育目標に明示しましたことは御案内のとおりでございますが、本年度は当然のことながら、17年度の目標達成に向けて全力で取り組み成果を上げているところでございます。そこで、18年度は事業の内容によりましては、充実、拡大などに取り組まなければならないこととございます。2点目でございますが、東京都の教育目標の平成18年度版が策定されたことに伴いまして、これとの整合性を図ることとございます。3点目でございますが、生涯学習部にかかわる分野でございますが、スポーツ振興計画や西東京市子ども読書活動推進会議が策定されたことを反映することとございます。そして最後に、その他、教育行政を取り巻く社会情勢の変化、これらに対応するために改定を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず1ページ目、2ページ目は、昨年大きく変更しましたので、今回は変更はございません。3ページ目の改正点でございますが、基本方針2の（1）で、これまで各学校では、異校種間のさまざまな連携、地域、人材の活用に取り組んでまいりました。また、本年もこれまでになかった地域の力をいただきまして、教育内容、方法の充実に努めてまいりました。来年度もさらにこれらの取り組みを充実させることが必要と考えまして、制度を導入、拡充から多様な教育手法を充実させるといたしました。

同じく基本方針2の（2）でございますが、市内の小学校で教科担任制が実際にどのようにできるのかを、研究奨励事業を活用して具体的に研究するように計画しておりますので、「検討」から「検証」に改めました。

同じく基本方針2の（3）でございますが、「西東京市立学校情報セキュリティポリシー」を本年度定めましたので、表記を「基づき」に改めました。

同じく基本方針2の（4）でございますが、「西東京市子ども読書活動推進計画」が策定されたことを受けまして、また本市の特色である学校図書館専門員と司書教諭等が連携し読書活動や環境を充実させることが重要と考えまして、（4）は全体を変更いたしました。内容につきましては大きな変更はございません。

同じく基本方針2の（5）でございますが、東京都との表記を統一するとともに、さらに進路指導全体の向上を目指しまして、「キャリア教育を推進する」文言を挿入いたしました。

同じく基本方針2の（6）でございますが、小・中一貫教育のあり方の検討は学校教育部内でも行ってまいりましたが、市内の小学校、中学校で実際に何ができるのかを、研究奨励事業などを活用して具体的に研究していきたいと考えておりますので、「検討」から「検証」に改めました。

同じく基本方針2の（7）でございますが、来年度から市独自に始める介助員制度について明記するとともに、LD、ADHD、高機能自閉症を含め、各校の支援体制を整備するために、より具体的にこれらの事項を位置づけました。

次に、4ページをお願いいたします。基本方針3の（1）少子・高齢化社会の表記でございますが、1ページ目の記述と統一することや、東京都の記述と統一を図るために、「社会」を削除いたしました。また、「活かす」でございますが、これも東京都とも表記を統一

するために「生かす」に改めました。

同じく基本方針3の(7)ですが、本年度、スポーツ振興計画を策定しましたので、この計画に沿って来年度各事業に取り組みますので、この計画名の文言を挿入いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。基本方針4の(2)でございますが、昨年度は新たに副校長の位置づけを明らかにするためにこの目標を位置づけましたが、この取り組みは実施することができましたので、「また」以下を削除したものでございます。

次に、基本方針4の(7)でございますが、新しく起こした内容でございます。現在推進しております子どもの安全を確保するための取り組みについて、今後も継続して教育委員会・学校・保護者・地域・関係機関が連携して対応を充実させるべく、新しく記述したものでございます。改正内容につきましては、雑駁でございますが、以上でございます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 今、説明いただきまして、西東京市の教育計画が、教育プラン21から着実に実践されていることが、この教育目標からよく読み取れました。そこでお伺いしたいのですが、では一言で言って、重点目標って何なんでしょうか。では追加させていただきますと、各学校の特色に応じてこの教育目標が設定されていくと思うんですけども、特に今年はこの点が重点なんですよという点。言いかえれば、教育長が先ほどおっしゃいました下線がそうですということなのかどうか。その辺をちょっと伺いたいのですが。

村野学校教育部長 非常に難しい御質問で、どうお答えしていいのかわからないんですが、下線を引いた部分がそうかという、必ずしもそうではないと思います。まず教育目標は、従来のこの3本の柱、こちらが教育目標になっているわけですが、御案内のとおり、これに対して教育方針が定められ、これを具現化するためにプラン21が掲げられていると思います。それで、特にこれが18年度の重点目標なのかという御質問かと思うんですが、やはり今まで続けてきたハード部分、これは継続していくことは間違いないと思います。まさに子どもたちの教育環境を充実させるということ、これは間違いないと思います。

もう1点は、プラン21に掲げられております学力の向上、これもやはり学校教育部では非常に重要な問題でありますし、個々の個性を生かした教育、これもそうかと思えます。そういう意味では、やはりプラン21に掲げられた、非常に大きな項目立てになってしまうんですが、プラン21には確かな学力の育成から始まりまして、豊かな心の育成、特色ある学校づくり云々ということで7項目挙げてありますが、我々としては、保護者、あるいは地域が求められているのは、やはりこの7つの項目を並行的に進めていくことかなと思います。これを優先的に進めるとか云々ということではなくて、どれもが連携した脈略のある事業でなければならないということでございますので、一言でこれというのは非常に難しいのかなと思います。求められた質問に対する答えになっているかどうかわかりませんが、やはりそういうことかなと、そういうふうにとめております。

角田委員 質問の補足を。東京都の施策を読んでいまして、これは今年の重点施策ですというのが出ておりましたので、ああ、西東京市も今年の重点施策としては、これとこれとこれだけはどこの学校でもきちっとやってもらいますよ、というのがこの下線なのかなと思われましたので、質問いたしました。では続いて、細かいことでちょっと二つほど質問させていた

できます。5ページの、ちょっとよくわからないのは、基本方針4(2)の2行目、「学校でのよりきめ細かい支援を行うために必要な組織及び体制について検討する」というのは、これはどういうことなんですか。外部評価のことですか。

そしてもう1点、その下の(6)「授業改善推進プラン」について、どうして保護者・地域との連携が必要なのか。この2点、教えていただきたいです。

中村統括指導主事 前段の基本方針4(2)でございますけれども、校長の学校経営計画に基づいた教育活動に対して、評価、検証、仕組み構築というところでございますが、基本的には各学校長が学校経営方針を打ち出すと。その際に、その経営方針の具体的な内容がどの程度到達できているのか。また、次年度はどの程度、どんな内容を具体的に組み立てていかなければならないのか、ということを確認させていただきながら、教育委員会訪問または指導課長の校長ヒアリング等を含めまして、一体何が今、学校に求められているのか。また、我々が、何を支援しなければいけないのかということを経年毎年スパイラルに考えていかなければならないという学校経営に基づいた支援と、いうことでございます。以上でございます。

大町指導課長 私の方から、(6)の保護者・地域と連携を図りながら、「授業改善推進プラン」を作成していくのはなぜかという御質問にお答えいたします。

御承知のように昨今の教育は、もはや学校だけでは成り立ちません。保護者・地域と連携しながら教育していくことが求められております。西東京市では、都の学力向上を図るための調査を公表しておりますのは、その調査結果を公表することによって、保護者・地域との連携を図りながらの教育を進めることを一つの大きな目標としております。従いまして「授業改善推進プラン」も単に学校内部だけのものではなくて、保護者や地域と連携したものになるように考えております。以上でございます。

大後委員 私も同じように、昨年度と比べてもう既に実現しているものとか、進んでいるものがたくさん出てきて、より拡充に向けて進めているのがとてもうれしいなと思いました。それで、ちょっと先に伺いたいんですが、この教育目標は今日もうここで議決しないと間に合わないものなのでしょうか。

竹尾委員長 それはどういう意味ですか。次でもいいよということですか。

大後委員 いえ、何かこれは毎年のことで私も反省しているんですが、すごく大事なことなので、ちょっといただいてから、私個人としましては時間がまだ十分検討できなかったなという思いがありますので、ここで決めた方がいいのかな、どうかなということを先に伺って考えたいなと思ったものですから。

村野学校教育部長 これからこの教育目標を決定していただいて、今後のスケジュールでございますが、各学校に示しまして、これに基づきまして、各学校が学校経営方針なり教育課程を作成していくということでございますので、残された期間が1カ月間ということなのでそういうスケジュール的なところからいきますと、やはり例年2月の定例会で可決していただかないと間に合わないということで提案させていただいております。

大後委員 では、それを前提に申し上げますが、先ほども伺いましたけれども、東京都の今年度の教育目標というのを拝見して、我が市のと比べてみたときに、これは今年に限らない

んですけれども、ちょっと気になったのは、男女平等教育のことは私たちの教育目標の中には触れていなかったなというのをちょっと感じて、いろいろ自分なりに調べてみているんですが。というのは、ちょっと私も最近あちこちの学校に伺って、東京都でもここに挙がっていますけれども、3ページですけれども、適正な男女平等教育を推進するという、今、東京都でも問題になっていますけれども、行き過ぎた男女平等教育というのが話題になっていますがこの「適正な」というところがとても大事だと思うので、その辺が私たちの教育目標にはどこにも触れられていないかなと思ったんですが、どうでしょうか。

村野学校教育部長 御指摘のように男女平等という表現の仕方、言葉としては確かに基本方針には入ってございませんが、基本方針1の項目の(1)のところに入権尊重。この男女平等というのは、やはり基本的な人権の尊重という趣旨だと思います。そういう意味で、人権尊重にはさまざまな、女性であったり、子ども、高齢者、こういうことがございます。女性という言葉の中に、やはり男女平等という精神が入っていると。私どもはそのような認識を持って、こちらに表現を、基本方針1(1)の、こちらの中に女性という言葉を入れまして、そこに各種の人権問題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する、ということで大ぐりにさせていただいているということでございます。

大後委員 質疑と意見と一緒にさせていただいたら。今伺ったので、私も何となく今までそう思ってきたのかなと思って反省しているんですが、私もこの基本方針の1の人権という中に女性、子ども、高齢者と、いろいろ挙がっていますけれども、ここでももちろん広い意味の人権ということを取り上げているんですけれども、先ほど申し上げた東京都の男女平等教育というのとはちょっと意味合いが違ってくるのかなと思うんです。弱者を平等に扱いましょうという発想ではなくて、東京都の挙げている男女平等参画基本条例に基づいた適正な男女平等教育ということで、もう少し、差別とかというのではなくて、日常生活の中で男女平等教育を推進するというような意味合いにとれないのかなと思ったんですけれども。というのは、先ほどおっしゃったような基本方針の1の人権というところに含ませるには、もう少し具体的な目標を持ってもいいかなというふうに思いますが。

村野学校教育部長 東京都には男女平等教育という表現が教育目標に入っているということで、西東京市はここに含めているという認識で17年度まではやってまいりましたし、18年度につきましても、そういう考え方で、今回、案を提案させていただいています。来年に向けまして、19年度の教育目標に向けまして、そのあたりの表現につきまして、プラン21の内容とも大きくかかわってきますし、決して男女平等教育というものを我々としては軽視というんでしょうか、そういうつもりは毛頭ございませんので、そのあたりについては御意見を伺いながら来年度に反映できればと考えております。

大後委員 今のようなことを、もう少しゆっくり考えたかったかなと思ったものですから、先ほど最初に伺ったんです。あと、軽視しているわけではないということはもちろんなんですけれども、やはり来年度に向けてですけれども、より意識して当たってほしいなと思う場面が幾つかありましたのでその辺も行き過ぎた男女平等教育ということは問題ですけれども、適正な男女平等教育というものを、やはり掲げていけたらいいかなと思いました。

例えば、ちょっと抽象的ですから具体例を申し上げますと、先日も算数の授業を参観した

んですけれども、黒板に答えを板書させたりなされたときに、「じゃあ、男子出てきて書いて」「じゃ次、女子出てきて書いて」という、そのときに何で男子と女子とわざわざ分けて言っているのかなと、ちょっと思いました。そういうのも多分無意識になされているのかもしれないんですが、そういうところで不必要に男、女と分けることもないんじゃないかとか、例えばそういうことですけれども、人権が侵害されたとか、そういうことではなくて、もう少し意識的なもので教育面において目標を持たらいいかなと思ったものですから、今後検討していけたらと思います。

宮崎教育長 いろいろ御質問、それから御提言、本当に感謝申し上げます。先ほど、どのようなものに重点を置くのかという御質問がございまして、部長の方からも、確かな学力、豊かな心というようないろいろなお話がございましたが、本市といたしましては、まず義務教育の目的、ねらいを押さえております。その大きなものとしたしましては、教育基本法、そして学校教育法、指導要領に載っております。そして、その中でもさらに絞っておきますと、学力の養成と人間形成にございます。その中でさらに知、徳、体、こういうものに絞り、その中でさらに細かくしますと、開かれた教育委員会、信頼される学校づくりということで、地域の人材を活用すると。こういうような形でとらえながら、ですから、その小さなものに焦点を当てますと、またそこを深く、広く、密度濃くしていかななくてはいけない部分がございますが、全般的な柱としたしましては、そのような体系のもとに子どもたちを教育していきたいと、こういうようなことで考えております。それに乗っかって、今年度も西東京市の教育の基本方針を設定させていただいたと、こういうことでございまして、さらにただいまのような御意見がございましたので、来年はもう少し早目にこの資料などをお送りし、そして御検討していただきながら、御意見を吸い上げたいなとも思っております。以上でございます。

角田委員 最後に一つ。主幹の配置によって、それぞれ学校の組織的な課題対応力の向上を

図

るということが昨年も今年度も出ているのですが、全校に配置されているのでしょうか。

大町指導課長 平成17年度は小・中とも全校配置になっております。18年度は、これは予定でございますけれども、18年度も全校配置できる予定でございます。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

大後委員 私、ちょっと時間がなくて、まだはっきりしないんですが、東京都の今年度の重点目標の中に食育のことが出ていますね。これも、私たちの方でも食育のことは内部ですと給食を含めて検討していますので、そういうことも来年度に向けて盛り込んだらどうかと思います。

竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第9号 平成18年度西東京市教育委員会の教育目標について、は原案のとおり可決されました。



竹尾委員長 日程第7 議案第10号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第10号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市スポーツ施設条例に掲げている社会体育施設におきまして、昨今の社会状況や他市とのバランスを考慮する必要があることから、使用料の見直しを西東京市使用料等審議会へ諮る必要が生じたために議案を提案するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、事務局より御説明いたさせます。私の方からは以上でございます。

富所スポーツ振興課長 議案第10号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、を教育長に補足して御説明させていただきます。

それでは、使用料の適正化について、今までの経過説明と前提条件について御説明させていただきますと思います。使用料を算出するに当たっては、平成15年7月に本市の方針として示されました使用料手数料等の適正化に関する基本方針によりまして、使用料決定の基本的なルールが定められているところであります。基本的ルールは4点ございまして、まず1点は、使用料に係るサービス原価を行うこと。

第2点目は、原価計算結果をサービス内容により、公費負担と受益者負担の割合により案分をすること。運動場は公費と受益者の負担割合はおおむね半々となっており、負担割合をおおむね50%としたところでございます。また、テニスコートは民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービスでもあり、主に受益者負担とすべきとしていることから、受益者負担割合はおおむね100%としたところでございます。

第3点目は、近隣自治体の状況、類似施設の状況を考慮するものでございます。

第4点目は、既存施設で既に使用料が設定されている施設については、現行使用料のおおむね1.5倍を上限相当額とするものでございます。このようなルールに基づきまして、使用料の適正化を行うものでございます。

また、スポーツ振興審議会は2月の定例会において、西東京市社会体育施設使用料の適正化については議決いただいているものでございます。今回、使用料の適正化を図るグラウンド関係のスポーツ施設は、北原運動場、向台運動場、芝久保運動場、芝久保第二運動場テニスコート、ひばりが丘運動場、東町テニスコート、健康広場の7施設でございます。それでは、資料が2枚目になると思いますが、使用料算出表により具体的に説明させていただきますので、お聞きください。

初めに、有料施設であります芝久保第二運動場テニスコート、東町テニスコート、ひばりが丘運動場について御説明したいと思います。

それでは、使用料の算出表の中で中ほどでございますが、芝久保第二運動場について御説明させていただきますと思います。芝久保運動場にはテニスコートとゲートボール場がございます。テニスコートについては人工芝3面、クレイコートが2面、合計5面でございます。ゲートボール場については1面でございます。

初めにテニスコートを御説明させていただきますが、面積については5,614平米でございます。使用区分については団体・個人を御利用いただいているものでございます。時間区分については、2時間を単位にして御利用いただいているところでございますが、現行使用料については2時間800円でございます。それで、原価計算上求めた数字でございますが、1時間単価については1,475円、それを2時間単位に換算しますと2,950円でございます。負担割合が、先ほどの説明のとおり100%相当分の割合を決めていますので、理論上の適正額については同じ額の2,950円でございます。

一つ飛びまして、現行の上限額、これは現に有料化をされている施設については上限が1.5倍ということで、上限額でいきますと1,200円でございます。それで、改正使用料案については上限額を案とさせていただいたものでございます。

2段目のゲートボール場でございますが、これについては1,123平米でございます。こちらについても個人・団体に御利用いただいているところで、1区分が4時間で御使用いただいているところでございます。これについては1時間単価が1,475円、4時間に換算しますと5,900円。ゲートボール場については、グラウンドと同じように公費と負担割合は折半ということもございますので、50%でございます。理論上の適正額については2,950円でございますが、これについては新たな料金計算をする中では、改正使用料の案については無料で設定させていただいたところでございます。この一つの理由としましては、高齢福祉課関係で、高齢者施策という形で市内に数カ所のゲートボール場があるところでございますが、すべて無料となっているところでございます。その辺のところがございますが、高齢者施策とのバランスを考え合わせて、この施設は従来と同じような形で無料を案とするところでございます。

それでは、1段下の東町テニスコートを説明させていただきます。こちらは人工芝が2面ございまして、施設規模は1,202平米でございます。テニスコートについては同じく個人・団体に御利用いただいているところでございます。こちらも1区分2時間で、現行使用料は500円でございます。これについて原価計算をしますと、929円が1時間単位でございます。それを2時間相当分にいたしますと1,858円、負担割合が100%でございますので、理論上の適正額は同じ額の1,858円でございます。これはルールに従いまして、1.5倍ということでありますと750円でございますが、これは他市の状況等、また近隣の芝久保第二運動場のテニスコートとのバランスを考え合わせて、800円を案とさせていただいたところでございます。

それでは、1段上にいきますが、ひばりが丘運動場については、施設規模は5,627平米でございます。こちらについては団体使用で2時間御利用いただいているところでございまして、現行の使用料は800円でございます。1時間の原価計算は2,386円、これを2時間単位に換算しますと4,772円でございますが、負担割合が50%相当分でございますので、2,386円。一つ飛ばしていただきまして、現行の使用料の上限を1.5倍にしますと、1,200円でございます。これについても上限額であります1,200円を改正使用料の案とさせていただいたものでございます。

それでは、一番上段に戻っていただきまして、北原運動場でございます。こちらについて

は施設規模は5,060平米でございます。こちらについては団体使用のみということで、実際の使用時間については2時間40分でございます。これを百分率に直しまして2.67という数字を用いさせていただいております。現行については無料でございますが、原価計算をさせていただきますと、1時間6,301円、2時間40分換算しますと、1万6,824円が原価計算上の数字でございます。負担割合は50%といたしまして、理論上の適正額は8,412円でございますが、一つ飛ばしていただきまして、新たな使用料の設定でございます。

ここで一つ新たな使用料を設定する施設につきましては、現行のグラウンドで唯一有料化されておりますひばりが丘運動場が改正使用料案が1,200円といたしますと、それを市内の類似施設としての一つの基準づくりをさせていただく中で、ひばりが丘運動場の1平米、1時間当たりの単価を求めますと0.1円でございます。それに面積単価、時間等を換算させていただいて、市内の類似施設とのバランスをとらせていただいたのがC欄でございますが、1,351円でございます。それに端数等を調整させていただく中で、1,200円の改正使用料案を考えさせていただいたものでございます。

次に、向台運動場でございますが、これはA面、B面とありまして、A面はおおむね野球場とか、そういう形で利用させていただいております。B面がおおむねサッカー場、ソフトボールのグラウンドというような形のすみ分けをさせていただいているところでございます。A面については1万2,000平米程度ございまして、使用については団体使用の3時間区分でございます。現行については無料。1時間の原価計算単価は1,844円、原価計算結果につきましては、時間単価に合わせますと5,532円でございます。負担割合は50%とさせていただきますまして、理論上の適正額は2,766円でございます。そこで、二つ飛ばしていただきまして、ひばりが丘運動場とのバランスを考え合わせると3,610円という、類似施設との比較数字が出ているところでございますが、端数等を調整させていただく中で、3,000円の改正案を提案しているところでございます。

向台運動場のB面でございますが、8,263平米程度ございまして、団体で同じく3時間の御利用いただいているところです。1時間の原価計算は1,266円でございます。原価計算は3,798円、負担割合は50%でございますので、1,899円が理論上の数字でございます。これについても、ひばりが丘運動場を基準として算出させていただきますと、2,479円というような数字がはじき出されるところでございますが、2,400円を案として出させていただいたものでございます。

その次の芝久保運動場3,610平米の施設規模を持ってございますが、これも団体使用で2時間40分の御使用でございます。これについては現在は無料でございます。1時間単価が1,783円でございますので、時間換算させていただきますと4,761円、負担割合は50%でございますので、理論上の適正額は2,380円でございます。それについて、ひばりが丘運動場を基準として数字をはじき出させていただきますと、964円という数字がございしますが、端数調整等をさせていただく中で、1,000円の改正案を提案させていただいているものでございます。

次に、一番下になりますが、健康広場、ここについてはおおむね還暦野球と少年サッカー等の中で御利用いただいている施設でございますが、施設規模は3,929平米でございます。

主に団体使用で、3時間の時間単価で御使用いただいているものでございます。現在は無料でございますが、原価計算で求めた数字は1時間1,868円でございます。原価計算の時間割合でいきますと5,604円、負担割合は50%で、理論上の適正額としては2,802円が数字として算出されるところでございます。これについても改正案を求める一つの根拠として、ひばりが丘運動場を基準にいたしますと、1,179円という数字が出される中で、案としては1,200円を改正案として提案させていただいているものでございます。

内容については以上でございますが、ちょっと資料について御説明差し上げたいと思いますので、次の資料、西東京市社会体育施設区分・時間等の次のページをお開きください。こちらについては、先ほど説明させていただきました各施設の時間区分等の内容を示しているものでございます。

次のページ、近隣市類似施設使用料比較表でございますが、これについてはテニスコート、多目的グラウンド、野球場でございますが、ちょっと御説明差し上げますと、テニスコートについては近隣10市を比較させていただいているところですが、なかなか比較については難しい部分がございます。テニスコートについては、2時間で836円という数字が平均値として出されているものでございます。最近、情報を得る中では、東久留米市、清瀬市が改正の準備しているということで聞いているところでございます。

多目的グラウンド、これについてはサッカー場とか、いろいろな多目的に使える施設という形で資料を提出させていただいたところでございますが、平均2時間では2,600円でございますが、向台運動場相当の使用という形の比較をしますと、3時間で3,900円というような数字になるかと思えます。

右側の野球場でございますが、これも平均値2時間で1,583円ということでございますが、野球場ということになりますと、フェンスがあって、野球場としての形を整えているものと、また多目的グラウンドということで、何でも使えるグラウンドを野球場という形で置きかえている部分がございます。なかなか比較はできないという部分もございますが、平均値としては2時間で1,583円。西東京市の向台運動場と比較しますと、3時間で2,370円という数字になるように換算できると思っております。

資料については以上でございます。雑駁でございますが、説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 素朴な質問でございます。ゲートボール場のことなんですが、ゲートボール場というのはゲートボールでなければだめなんですか。そして、ここを借りるには無料で、高齢者以外は借りられないのですか。ちょっと教えてください。

富所スポーツ振興課長 こちらは恵まれた施設でございます。テニスコートのわきにゲートボール場があるところなんですが、おおむねテニスコートと同じぐらいの面積を保有しています。使用については当然ゲートボール場ということで、ある程度使用については限定してございます。ですから、種目としてはゲートボール使用ということで、これについては高齢者または若い方がやる場合については御使用いただけるということでございますので、団体・個人について申し込みがあれば、御使用いただけるということでございますが、現状の

使用については、最近、高齢者についてもゲートボールはちょっと衰退ぎみの種目ということもございますので、この施設は余り使われていないような現状がございます。ちょっともったいない話なんです。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第10号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第9 議案第12号 平成17年度西東京市教育委員会表彰（追加）についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第12号 平成17年度西東京市教育委員会表彰（追加）についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成17年度西東京市教育委員会表彰につきましては、平成17年10月25日開催の、平成17年第10回定例会におきまして御審議いただき、平成17年11月25日に表彰式を無事に終了することができました。

その後、新たに表彰の対象となる生徒について、柳沢中学校から追加推薦がございました。当該生徒の実績は、教育委員会表彰規則及び表彰審査に該当することから表彰するものでございます。なお、日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する暇がなかったため、教育委員会事務委任規則第6条の規定によりまして専決処分をいたしましたので報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 何か追加説明ございますか。

村野学校教育部長 特にありません。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第12号 平成17年度西東京市教育委員会表彰（追加）についての専決処分について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第10 報告事項、に移ります。質疑は報告事項がすべて終わってから一括して行います。まず最初に、学校医の解嘱及び委嘱について、を報告願います。

富田学務課長 小学校の学校医につきましては、医師会の推薦によりお願いしているところでございます。このたび、向台小学校の鈴木内科医より、体調不良を理由に辞任の意向が出されました。よって、翌18年の2月1日付をもって、医師会より推薦のありました金子秀平内科医に向台小学校の学校医を委嘱するものでございます。以上でございます。

竹尾委員長 次に、学校訪問監査の実施について。

大町指導課長 それでは、平成17年度学校訪問監査の実施について御報告させていただきます。

今回の監査は、西東京市教育計画（教育プラン21）に掲げる、活力と生きがいに満ちた西東京市の教育を築く施策・事業の一環として、平成17年7月6日に監査実施の通知を行い、その後、各学校から提出のありました資料をもとに書面調査を行いました。そして、書面調査では確認できない点、あるいは不明な点に関しまして、学校教育部各課長及び担当係長が平成17年8月4日と8月5日に各学校に出向き、校長、あるいは担当職員から直接聴取させていただきました。対象となった学校は、小学校は田無小学校を初めとする10校、中学校は田無第一中学校を初めとする4校の計14校について、平成16年度の状況を中心に実施いたしました。

監査を実施した視点としましては、資料でお配りしておりますとおり、市費会計、郵券出納、備品の管理状況、危険物の保管場所の管理状況、教職員等の服務関係、給食費等の学校徴収金、地域協力者謝金などの項目に重点を置いて監査いたしました。監査の公表につきましては、平成18年2月17日に監査対象となった校長先生に御来庁いただき、学校教育部長から総括的に公表し、その後、各担当より各小中学校校長に対し、個別に公表しました。

各学校の公表状況ではありますが、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、これらの事務の執行についてはおおむね適正に執行されておりました。しかしながら、何点か今後注意していただきたい点が見受けられましたので、口頭による注意指示をいたしました。今年度において市内小中学校の半分の学校において実施しましたので、来年度については残りの14校を監査する予定でございます。以上でございます。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 おおむね順調にいていたというのを伺ったんですが、何か問題点というので、ここで教えていただけるようなことがありますか。

大町指導課長 例えば郵券出納関係では、郵券の現物と帳簿上の数が不一致であったり、備品の購入関係では、教科備品の購入について一括発注を行わず、請け書契約未満の金額で同一業者への分割発注しているケースなどが見られました。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第11 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質問等がございましたら御発言を願います。

大後委員 今年になってからあちこちの学校で研究発表会とか、全市を挙げての発表会とか作品展とか、いろいろ開催されていますが、どの会もとても熱心に盛大に行われていて、すごくうれしいなと思います。特に研究発表のときなどは、保護者の方や地域の方も参加してくださっているんですが、もっともっとたくさん参加してくださると、もっと今の西東京市の学校の先生方を初め皆さんが頑張ってくださっている様子がよくわかっていただけのになど、ちょっと残念な気がします。本当に皆さん熱心に研究に取り組んで、実践に生かして

くださっているという様子がよくわかって、うれしいなと思いましたが、ちょっと御報告  
します。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第6 その他、を終りといたします。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうも  
ありがとうございました。

午 前 1 1 時 3 5 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員